

第二十八回国会 衆議院 地方行政委員會議録第六号

昭和三十三年二月十九日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君
理事 龜山 孝一君 理事 瀧川 彌三君
理事 德田 與吉郎君 理事 永田 亮一君
理事 吉田 重延君 理事 川村 慈義君
理事 中井 德次郎君

青木 正君 伊東 隆治君
加藤 精三君 川崎 末五郎君
木崎 茂男君 楠美 省吾君
渡海 元三郎君 古井 喜實君
松澤 雄藏君 永井 勝次郎君
北山 愛郎君

出席國務大臣 郡 祐一君
出席政府委員 警察庁長官 石井 榮三君
警視廳長官 坂井 時忠君
長官官房長官 中川 董治君
警視監(警察 庁刑事部長) 中島 茂喜君
自治政務次官 奥野 誠亮君
總理府事務官(自治 庁長官) 奥野 誠亮君
治庁事務局長

委員外の出席者 専門員 圓地 興四松君

二月十五日
委員 北山愛郎君 辭任につき、その補 欠として 西村 榮一君が議長の指名で 委員に選任された。

同月十七日
委員 西村 榮一君 辭任につき、その補 欠として 北山愛郎君が議長の指名で 委員に選任された。

同月十九日

委員 川島 正次郎君 及び 三宅 正一君 辭 任につき、その補欠として 伊東 隆治 君 及び 永井 勝次郎君が議長の指名で 委員に選任された。

同日
委員 永井 勝次郎君 辭任につき、その 補欠として 三宅 正一君が議長の指名 で 委員に選任された。

二月十七日

町村 議會事務局設置に関する請願(外 十八件)(原 茂君 紹介)(第九〇七号)
同(中馬 辰猪君 紹介)(第九七一号)
大工、左官及び板金業者の事業税 軽減に関する請願(大矢 省三君 紹介)(第九〇八号)

同(龜山 孝一君 紹介)(第九〇九号)
同(川崎 末五郎君 紹介)(第九一〇号)
同(北山 愛郎君 紹介)(第九八九号)
遊興飲食税減免に関する請願(西村 直己君 紹介)(第九一〇号)
同(川村 慈義君 紹介)(第九八八号)
新町村育成強化等に関する請願(八 木 一郎君 紹介)(第九七二号)
の審査を本委員会に付託された。

二月十五日

地方自治法の一部改正に関する陳情 書(高知市 帶屋町一〇七の八 高知県 町村 議會議長 長近 森徳重)(第三 二七号)

事業税軽減等に関する陳情書(美 濃 商工会 議所 友友)(第三三一号)
国税の減税に伴う地方税減収補 補てん等に関する陳情書(新潟市 学校町 通二番町五二九五 新潟県 町村 議會)

長会長本間 文八)(第三三四号)

地方交付税法の特例の平年度化等に 関する陳情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三三五号)
自主再建団体借入金金の利子補給に 関する陳情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三三六号)

地方公務員の停年制実現に関する陳 情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三三七号)

地方公務員の給与改訂に伴う財政措 置に関する陳情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三三八号)
国民健康保険税の賦課に関する地方 税法の改正に関する陳情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三四八号)

市町村道路整備費の財源措置に 関する陳情書(高山市 議會議長 高田 弥一郎)(第三九一号)
府県制度改革に関する陳情書(仙 台 市 議會議長 高橋 勝彦)(第二六六号)
同(熊本 縣 議會議長 二神 勇雄)(第 三三三三号)

消防組織法の一部改正に関する陳情 書(仙台市 議會議長 高橋 勝彦)(第 二六七号)

消防施設強化に関する陳情書(仙 台 市 議會議長 高橋 勝彦)(第二六八号)
地方公務員の給与改訂表是正に 関する陳情書(徳島 縣 議會議長 森本 鉄三)(第二七〇号)

地方交付税率引上げに関する陳情書 (徳島 縣 議會議長 森本 鉄三)(第二七 一号)

同外一件(高知市 帶屋町一〇七の八

高知県 町村 議會議長 長近 森徳重 外 一名)(第三二八号)

町村 議會事務局設置に関する陳情書 外三件(福岡 縣 朝倉郡 小石原 村 議會 議長 和田 弥一郎 外 二名)(第二 七二号)

同外八件(三重 縣 三重郡 朝日 町 議會 議長 寺本 左男 外 三十七名)(第三 二五号)

公営住宅建設の地方負担金全額起債 承認に関する陳情書(兵庫 縣 議會 議長 長田 路正 外 八名)(第三一三三号) を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
寄附募集の規制に関する法律案(北 山 愛郎君 外 十名 提出、第二十七回 國會 法律 第一号)
銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣 提 出 第一二二号)(予)

警察法等の一部を改正する法律案 (内閣 提出 第二七号)
遺失物法等の一部を改正する法律案 (内閣 提出 第二八号)(予)

奄美群島復興特別措置法の一部を改 正する法律案(内閣 提出 第四八号) 地方財政に関する件

○矢尾委員長 これより會議を開きま 去る十三日本委員会に付託になりま した奄美群島復興特別措置法の一部を 改正する法律案を議題として、政府よ り趣旨説明を求めます。那國務大臣。

奄美群島復興特別措置法の一部を 改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部 を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二 十九年法律第八十九号)の一部を 次のように改正する。
第二条第二項中「五箇年」を「十 箇年」に改める。

第三条第三項を削り、同条第四項 中「第一項及び第二項」を「前二項 の規定」に改め、同項を同条第三項 とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第四条の見出しを「復興実施計 画の作成及び変更」に改め、同条 第三項中「第六項」を「第五項」に 改め、同項を同条第四項とし、同条 第二項の次に次の一項を加える。

3 復興実施計画が作成された後、 特別の必要が生じた場合において は、前二項の規定の例により、復 興実施計画を変更することができ る。

第六条に次の一項を加える。
6 奄美群島における災害復旧事業 については、公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法(昭和二十六 年法律第九十七号)第三条の規定 により地方公共団体に対して国が その費用の一部を負担する場合に おける当該災害復旧事業費に對す る国の負担率は、同法第四条の規 定によつて算出した率が五分の四 に満たない場合においては、同法 同条の規定にかかわらず、五分の

四とする。附則第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第六條第六項の規定は、同日以降において実施される災害復旧事業について適用する。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第三條第一項及び第二項の規定の例により、改正前の同条の規定に基づきすでに決定されている復興計画を変更しなければならない。

理由

奄美群島復興計画に基づく事業の実施状況にかんがみ、奄美群島復興計画の実施期間を十箇年に改めることとし、奄美群島における災害復旧事業について、国の負担率を高めることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○郵務大臣 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

戦後八年間にわたる行政分離の後、昭和二十八年十二月に本土に復帰した奄美群島の復興を促進するため、翌二十九年六月奄美群島復興特別措置法が制定され、同法に基いて五カ年間の復興計画が樹立されました。現在まで四カ年間諸般の復興事業が実施されて参ったのであります。

て群島の産業経済その他公共施設の復興はまことに目ざましく、群島の面目は一新せられたつのである。

以上この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

奄美群島復興特別措置法に基き内閣総理大臣の諮問機関として設置されております奄美群島復興審議会におきましても、昨年末、立ちおくれた態度を向上し群島経済の自立化を促進するために現在の復興計画を改訂し、その実施期間を十カ年間に延長する必要があると認められるので、すみやかに所要の法律改正を行うべき旨の意見を提出している次第であります。

以上申し上げましたような事情にかんがみまして、今回法の有効期間及び復興計画の期間の延長を中心とする奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。この際あわせて、奄美群島の特殊事情を考慮して、同群島における公共土木施設災害復旧事業の国の負担率に特例を設けることといたし、また、法施行の実情にかんがみまして必要な規定の整備をはかりたいと存じます。

○矢尾委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○矢尾委員長 次に、寄附募集の規制に関する法律案を議題といたします。

本法律案は御承知の通り前国会より継続審議でありまして、すでに前国会において提出者より趣旨説明を聴取いたしましたので、会期も改まりましたので、あらためて提出者より趣旨説明を求めるとにいたします。北山愛郎君。

寄附募集の規制に関する法律案 寄附募集の規制に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、寄附募集が公明かつ適正に行われることを確保することに寄附募集の健全化を図り、もつて地方公共団体の住民の経済的負担の過重をきたさないようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「寄附募集」とは、後援費、賛助費、分担金その他いずれの名義をもつてするものを問はず、多数人に対して、特定の行事、施設その他の事業に充てることを目的として金銭、物品その他財産上の利益(以下「募集金品等」といふ)の供与若しくは交付又はその供与若しくは交付の約束(党費、会費その他債務の履行としてなされるものを除く)を促す行為をいう。

第三条 寄附募集を行う場合においては、その責任者は、寄附募集

を行おうとする区域の属する市町村の長に対し、当該市町村の区域にかかると掲げる事項を記載した文書を提出して、あらかじめ、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

一 寄附募集の責任者の住所、氏名、年令及び職業(法人その他の団体にあつては、その事務所所在地、名称及び代表者の氏名)

二 寄附募集の目的及び方法

三 募集金品等の目標額及び目標数量

四 寄附募集を行おうとする区域及び期間

五 寄附募集に要する経費の概算

六 寄附募集に従事する者の住所、氏名、年令及び職業

七 募集金品等の管理及び処分の方法

2 寄附募集を行おうとする区域が二以上の市町村にわたる場合においては、寄附募集の全容に關し参考となる事項を記載した書類を前項の規定により提出する文書に添付しなければならない。

3 市町村長は、次の各号の一に掲げる事由があると認めるときは、寄附募集の許可をしてはならない。

一 寄附募集の目的、方法その他第一項各号に掲げる事項につき不適当なものがあるとき。

二 市町村の住民の経済的負担が著しく過重となるおそれがあるとき。

4 市町村長は、第一項の規定による許可の申請に対して決定をするには、寄附募集審査会の意見を聞かなければならない。

5 市町村長は、寄附募集審査会から前項の規定に基き審査の報告を受けたときは、これを尊重しななければならない。

(寄附募集の届出) 第四条 街頭募金の方法又は文書図面の頒布若しくは掲示、放送その他一般的周知方法のみにより寄附募集を行う場合においては、その責任者は、前条第一項の規定にかかわらず、寄附募集を行おうとする区域が一の市町村の区域内である場合においては当該市町村の長に、二以上の市町村の区域にわたる場合においては当該区域の属する都道府県の知事に、二以上の都道府県の区域にわたる場合においては自治庁長官に、あらかじめ、文書で届出た寄附募集を行うことができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(適用除外) 第五条 法人その他の団体又はその構成員(職員その他の従業者を含む。以下本条において同じ。)が当該法人その他の団体の構成員に対して行う寄附募集については、この法律の規定は、適用しない。ただし、部落会、町内会その他これに類する地域の団体及び地域的性質を有する後援会、賛助会、青年会、婦人会その他これに類する団体の構成員が、当該団体の構成員に対して戸別訪問の方法又は募集金

品等の割当の方法（これに類する
方法を含む）によつて行つて寄附募
集については、この限りでない。

第六条 国又は地方公共団体の行つ
寄附募集、政党その他の政治団体
の行つて政治活動のための寄附募集
及び社会福祉事業法（昭和二十六
年法律第四十五号）その他の法律
の規定により認められた寄附募集
については、この法律の規定は、
適用しない。

（寄附募集の公表）
第七条 市町村長は、第三条の規定
による許可をしたときは、寄附募
集の責任者にその許可の証明書
を交付するとともに、同条第一項各
号に掲げる事項につき、その要旨
を公表しなければならない。

2 市町村長、都道府県知事又は自
治庁長官は、第四条の規定による
届出を受理したときは、寄附募集
の責任者にその届出受理の証明書
を交付するとともに、同条第二項
の規定による届出の要旨を公表し
なければならない。

3 前二項の規定による公表は、市
町村長においては、そのあらかじめ
告示で定めたとおりの周知させ
易い方法により、都道府県知事
においては都道府県の公報により、
自治庁長官においては官報によ
り、これをしなければならない。

（寄附募集審査会）
第八条 市町村長の諮問に応じ、寄
附募集に関し審査を行わせるた
め、市町村に寄附募集審査会（以
下「審査会」という。）を置く。
2 審査会は、寄附募集に関し、市

町村長に対して意見を述べること
ができる。

3 審査会は、学識経験のある者及
び産業団体、労働団体、文化団体
その他の団体の構成員のうち識見
の高い者で当該市町村の区域内に
住所を有するものうちから、市
町村長が、任命する委員七人以内
で組織する。

4 審査会の委員の任期は、二年と
する。ただし、補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。
5 委員は、再任されることができ
る。

6 審査会に、会長一人を置く。会
長は、委員が互選する。
7 前各項に規定するものは、か
審査会に関し必要な事項は、市町
村の条例で定める。

（寄附募集の場合の制限）
第九条 寄附募集の責任者又は寄附
募集に従事する者は、次の各号に
掲げる事項を遵守しなければならない。
一 寄附募集を行つた場合には、第
七条第一項又は第二項の規定に
より交付する許可の証明書若し
くは届出受理の証明書又はこれ
らの写を携帯し、関係人の請求
があつたときは、提示するこ
と。

二 寄附募集を行つた当つては、
強請にわたる行為をしないこ
と。
三 募集金品等を寄附募集の目的
以外に処分し、又は使用しない
こと。

（関係書類の備付及び提出）
第十条 寄附募集の責任者は、総理

府令で定めるところにより、必要
な帳簿書類を備へ、募集金品等の
現在高その他必要な事項を明らか
にしておかなければならない。

2 市町村長、都道府県知事又は自
治庁長官は、その許可又は届出に
かかる寄附募集に関し必要がある
と認めるときは、当該寄附募集の
関係書類の提出を命ずることがで
きる。

（寄附募集に関する報告）
第十一条 寄附募集の責任者は、募
集金品等の処分を完了したとき
は、すみやかに、総理府令で定め
るところにより、その結果を当該
寄附募集の許可又は届出にかかる
市町村長、都道府県知事又は自治
庁長官に報告しなければならない。

2 市町村長、都道府県知事又は自
治庁長官は、前項の報告を受けた
ときは、その要旨を公表しなけれ
ばならない。

3 第七条第三項の規定は、前項の
規定による公表について準用す
る。

（寄附募集の停止等）
第十二条 市町村長、都道府県知事
又は自治庁長官は、その許可又は
届出にかかると寄附募集に関し、当
該寄附募集の責任者又は当該寄附
募集に従事する者がこの法律若し
くはこれに基く命令の規定又はこ
れらに基く行政庁の処分違反し
たとき、又は当該寄附募集に関
し、第三条第三項各号の一に該当
するに至つたと認められるときは
は、当該寄附募集の責任者に対
し、必要な措置をとるべきことを

命じ、又はその寄附募集の停止を
命ずることができる。

（罰則）
第十三条 次の各号の一に該当する
者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第三条第一項の規定による許
可を受けずに寄附募集を行つ
た者
二 第四条の規定による届出をし
ないで寄附募集を行つた者
三 第九条第二号及び第三号の規
定に違反した者
四 第十二条に規定する停止の命
令に違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する
者は、一万円以下の罰金に処す
る。
一 第九条第一号の規定に違反し
て寄附募集の許可の証明書若し
くは届出受理の証明書又はこれ
らの写の提示を拒んだ者
二 第十条第一項の規定による帳
簿書類の備付を怠り、又はこれ
に記載すべき事項を記載せず、
若しくは虚偽の記載をした者
三 第十一条第一項の規定による
報告をせず、又は虚偽の報告を
した者

第十五条 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の
罰金刑を科する。

（都の特例）
第十六条 この法律又はこれに基く
命令の規定の適用については、特
別区は、市町村とみなす。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。

（経過規定）
2 附則第六項に規定する場合を除
くほか、この法律の施行の際現に
行つて寄附募集であつて第三
条の規定による許可又は第四条の
規定による届出を要すべきもの
については、本則の規定にかかわ
らず、その責任者は、当該寄附募
集を行つることができる。

3 前項の規定による寄附募集の責
任者は、当該寄附募集の期間（そ
の期間が、この法律の施行の日か
ら三月以上にあつたものにあつて
は三月）内に、政令で定めるとこ
ろにより、市町村長、都道府県知
事又は自治庁長官に届出をしな
ければならない。

4 前項の規定により届出をした場
合においては、その寄附募集の責
任者は、その届出の日において第
三条の規定による許可を受け、又
は第四条の規定による届出を行つ
たものとみなし、この法律の規定
を適用する。

5 寄附募集の規制に関する地方公
共団体の条例は、この法律の施行
と同時に、その効力を失う。
6 この法律の施行の際現に前項の
条例の規定により行つて寄附
募集については、なお従前の例に
よる。

7 附則第五項の規定による条例の
失効前にした寄附募集及び前項の
規定により従前の例によることと
された寄附募集に関する罰則の適

用については、なお従前の例による。
(自治庁設置法の一部改正)

8 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十号第五号の次に次の一号を加える。

五の二 寄附募集の規制に関する法律(昭和三十三年法律第号)の施行に關すること。

理由

寄附募集により地方公共団体の住民の経済的負担が過重になることのないようにするため、寄附募集の方法を適正にし、その経理を公明ならしめ、もつてその健全化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○北山委員 それでは寄附募集の規制に關する法律案の理由を御説明申し上げます。

本法案については、去る第二十七臨時国会の提案の際の説明資料をお手元に配付してありますので、これをごらんいただければ大体おわかりと存じますが、若干敷衍をいたしまして御説明申し上げます。

寄附募集については戦後ほとんど野放しの状態でございます。何らの規定のないままに、諸種の行事、施設、事業のための募集が盛んになって、その中には戸別訪問、一方的な割当等、心理的な強制にわたるものも少なくない状況でありまして、特に募集金品の処分がどのようになったかとも公開されな

いで、寄付の行方が住民にわからないという批判が強いのでございます。寄付負担金等がどのくらいあるのかという統計資料はきわめて不完全でありまして、文部省の調査、昭和三十一年度地方教育財政の調査、中間報告によりますると、教育関係の寄付金は百七十一億円となっており、全国町村会の調査、昭和三十一年度町村財政調査集計要約集によると、昭和三十年度の住民税外負担の推計は百四十八億円となっております。公費で支弁すべきものの税外負担は、シャウプ勧告当時におきましても約四百億と推計をされておりますが、今日では相当この金額を上回るものがあると存じます。比較的東京都は寄付金の少いところであると思

いますが、それでも東京都の条例である、金銭物品の寄附募集に関する条例による許可の状況を見ますと、昭和三十年度二千三百八十九件、二十九億三千九百円、昭和三十一年度は三十六億円をこえて、都民一人当たり四百五十円と相なっているのがあります。このように寄付募集の盛んに行われることに対して、一部の地方公共団体は自主的に条例を設けて規制を行なっているのがあります。それは資料として十一の市、十八町村等、三十四団体に及んでおるのであります。

本法案は寄附募集のこのような実情に対しまして、全国的に規制の範囲を広げて、募集方法を民主的かつ公明なものとしてその健全化をはかり、あわせて住民の負担が重くならないようにしようとするものであります。

本法案の作成について考慮した二、三の点を申し上げますと、第一に自発

的に行われる寄付を抑制することなく、寄付者の自主的な意思によって寄付が行われるように留意したことでありまして、これがため寄付の強制にわたるような行為を禁止するとともに、街頭募金、ピラ、ポスター、放送等、一般的周知方法だけにやるものは許可を要せず、届出だけでやれることとし、個別訪問や割当等の方法をとる場合だけは許可制とし、寄付者の意思を尊重するように配慮したのであります。

第二点は寄付募集について関係住民に公表することとし、許可届出の双方とも市町村長、知事、自治庁長官がそれぞれその要旨及び募金の結果も公開するようにしたのであります。

第三点は寄付募集の責任者には募集の際の証票の携帯、関係書類の備付、所定の報告等の義務を課して、募集金品の目的外処分使用を禁止し、不正、不当を防止したことでありまして、また関係法令及びこれに基く処分違反するような場合、許可または届出を受理した市町村長、知事、自治庁長官は必要な措置を要求し、募集停止を命ずることができるようにしたのであります。

第四点は市町村長が寄付の可否を決定する場合は、寄付募集審査会の議を経ることとし、寄付募集審査会の委員には産業団体、労働団体、文化団体の構成員中意見のある者または学識経験者七名以内を充てて、寄付募集の適否が大衆の前で審議されるように考慮してあります。

次に本法の適用除外であります。第一には国及び地方公共団体の行方寄付募集は適用除外をいたしてあります。その例は少いと思ひますが……。

次に本法の適用除外であります。第一には国及び地方公共団体の行方寄付募集は適用除外をいたしてあります。その例は少いと思ひますが……。

次には政党、政治団体の政治活動のための資金募集、これは除外いたしておきます。これは政党としての我田引水ではございませんが、これについては御承知のように政治資金規正法というものが別にございまして、その方で規正する方が適當と考えたわけでありまして、その他現行の社会福祉事業法その他の法令によつて認められておる寄附募集については適用除外としたわけでありまして、それ以外に法人その他の団体がその内部における寄附募集、この点は規定が非常にむずかしいのであります。一応原則的には適用除外とし、ただし地域の団体、すなわち部落会とか町内会というような地域住民を構成員とするような地域の団体、あるいはまた青年会、婦人会、後援会等で地域性を有するもの、一定の地域というものを条件としているようなその種の団体で、政令で定めるようなものが個別訪問とか割当等の方法によつて募集する場合は適用を受ける、こういふことにしたわけでありまして、なお冠婚葬祭やせんべつ、お祝いというふうなもの、本法による寄附募集というものは特定の行事、施設事業のためのものであるというふうに規定されておるので、当然除外されるわけでありまして、なお罰則については最小限度に、五万円以下あるいは一万円以下という罰金を課することにはいたしてあります。

なお経過規定として、現在この法案の施行期日は本年の四月一日となっておりますが、その施行の際にすでにやっておる寄付については一応やれるものとして、ただし募集期間内に、それがあまり長くは困りますが、最大限三カ月以内に政令の定めるところに

よつて市町村長、知事、自治庁長官に届出をしたものは本法の許可または届出をしたものとして本法を適用する、こういふことにいたし、また本法が施行とともに地方の条例は効力を失うのであります。現に地方公共団体の条例によつて行なつておる寄附募集については、従前の例によるという経過規定を設けてあります。

本法案は全体としてわかりやすくできておるので、あとは一読してすぐにおわかりになると存じますが、一面から見れば、微温的で、はなはだ弱いというふうな批判もあつたかと存じますが、寄附募集というものを取り締まるという形ではなくて、野放しのものを全部許可申請あるいは届出を得ることにして技術的な規制を加える、また募集方法を戸別訪問や割当ではなくて、一般的な周知方法による方向に導いて、心理的強制の弊を除く、また経理内容を開示し、募集金品の処分等を適正ならしめる等を主眼として作成されたものであります。

提案者としては、この法案は最低賃金法等にも劣らない重要法案であると考へております。またこの前も申し上げました通り、これは軍人恩給のようになん力団体からの要請によつたものではないのであります。しかし全国至るところの町や村の中に寄付の横行に対する不平不満が満ち満ちておるのでございまして、国会はこれら声なき声を取り上げるといふことも重要な仕事ではないかと信ずるものであります。

これは社会党の提案であります。社会党は批判の党、常に反対ばかりしておる政党であるようにいわれており

ますが、多数与党の政府の提案した法律、条約案の大部分、七、八割くらいはわが党も常に賛成しておるのであります。反面では与党たる自民党は、社会党の提案に賛成したということほとんど聞いたことがないのは、まことに残念でございます。私は、もし本法案が与党の賛同を得て通過成立することができるならば、国民大衆は提案者たる社会党よりも大政の襟度を示した自民党に盛んな拍手を送るだらうというのを聞く信するものであります。

以上提案の理由の概要を申し上げまして皆様の御賛成を得たいと存ずる次第であります。(拍手)

○矢尾委員長 本案の趣旨説明は終了しました。本案に対する質疑も次会に譲ることになりました。

○矢尾委員長 次に警察法案等の一部を改正する法律案、銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物法等の一部を改正する法律案の三案を一括議題として、前会に引き続き質疑を行います。質疑は通告順によってこれを許します。川村議員。

○川村議員 一つ二つお尋ねしておきたいと思いますが、質問いたします前に、ちょっと長官にお聞きしたいのですが、警察法の一部改正とそれから道路交通取締法の一部改正、これを全く別の法案として提案されないで、一本の形で提案された場合には、何か理由がございませぬか。

○石井(榮)政府委員 双方関係のきわめて深いものであり、しかも道路交通取締法の多くの警察法に関係のない点を改正するような場合には、むしろ別

個に改正すべきものでございますが、きわめて限られた一部分だけの、しかも関連の深い改正でありますので、警察法の改正とあわせて道路交通取締法の一部を改正することにした次第であります。

○川村議員 警察法の一部改正について一つ二つお尋ねいたしますが、今度の改正の提案理由並びに内容につきまして、先週の十二日の委員会であつたかと思うのですが、与党の永田委員からも、大変中央集権的な感じがする、そういう心配があるのだというふうなことで、いろいろお尋ねがあつたやうでありますけれども、実はそれについて長官としては、そういうことは、こういう御答弁でありました。しかし私といたしましては、その点についてはよほど注意していかねばならない点があるのではなからうか、こういうふうにご感ぜられる。提案理由の説明書の初めの方に「警察庁及び北海道における警察組織を合理的に改編整備する」というような言葉も述べてあります。なおそのあとに就いて、「民主的警察制度のもとにおいて社会情勢の変化に即応し、警察事務を能率的に遂行しようとする目的を持つものにはかならないのであります。」

「このようにも書かれてあります。」と、あるいはそういうような誤解を生むのじやなからうかというので、わざわざそういうふうなことは、わざわざ意図のもとにおいて御説明もなされておるやうに見受けるわけでありませぬ。そこで私は長官に質問申し上げます。二十九年の警察法の改正のときにいろいろと問題になつた問題

点、あるいは相当混乱を生んで警察法がでさう上つたというふうないきさつ、そういう点について十分一つ思い起していただきたいものだ、こういうふうな御答弁であります。

お尋ねいたします第一点は、いわゆる警察法の権限は従来よりも相当大きく拡大される、これは間違いないことだと思つておりますが、北海道における方面公安委員会の一つである札幌地区の公安委員会を廃止して、その地区を道警察の直轄とする、こういうふうなことが出てくるやうであります。これは合理的かと思つておりますが、これは、いろいろお答えがあると思つております。この札幌地区の公安委員会を廃止しなければならぬか、という、その点がどうもこの前の答では納得いかない点が多ございませぬ。従来のように方面公安委員会を置いておいても、これはほんとうに民主的警察を育てるといふ観点からすると、差しつかえないのじやないか、こういうふうにご感ぜられるのですが、その点について長官から十分なる御説明をま

ずいたしたいと思います。

○石井(榮)政府委員 前回の当委員会におきまして御質問のありました場合にお答えしたことを繰り返すやうなことになると思いますが、今回の警察法の改正は、決して中央集権化を考へたり、警察の国家化をはかろうというやうな意図は毛頭ございませぬ。現在の警察制度の基本には何ら変更を加えようとするものではないのでございませぬ。ただ二十九年の制度改正以来今日まで三年有半の実績に徴しまして、この現行警察制度の基本を堅持しつつ、より一そ

うな能率的に、合理的に警察運営が行われ

るやうに、二、三の点について改正を試みようとされるものにはかならぬのでございませぬ。警察法の権限が特に著しく強化されるといふやうなことはないのでございませぬ。あるいは警察に關する事項を取り上げました關係上、何かあらゆるものについて、従来より以上に都道府県警察に対して中央がらみをおさし、はしの上におろし、監督をお持ちになつておられるのではないかとお尋ねをいたしますが、決してそういうものではないのでございませぬ。本来監督といふものは、現在の法の建前におきましても、これは警察法の所掌事項に關する限り、この所掌事項を合理的、適正に運営するためには、当然その手段として監督といふことは許されるものと私も解しておるのでございませぬ。それがただ明文の規定を欠いておるといふにすぎないのでございませぬ。今回の改正の際にそれを明らかに文化しておこうというにとどまらぬのでございませぬ。

北海道の關係の改正について御指摘がございませぬが、道警察本部の所在する方面である札幌方面本部の警察運営について、これまた二十九年の制度改正以来今日までの経験に徴しまして、道警察本部が直接これを掌握する方がきわめて能率的であり、札幌方面本部を廃止することによって生ずる人員、經費等を他の方面に振り向けることによつて、北海道警察全体の能率的な運営が可能になることにはかならないのでございませぬ。札幌方面本部を廃止することによつて、勢い札幌方面を管理いたしております札幌方面の公安委員会は廃止になりますけ

れども、北海道警察全体を管理いたしております北海道公安委員会は依然として健在なのでございませぬ。この北海道公安委員会が中心となりまして、北海道警察本部が中心となりまして、北海道全道の警察行政の円滑なる運営に當るといふ現在の建前は何ら変更されることではないのでございませぬ。ただ札幌方面本部すなわち道警察本部の所在するおびざ元の方面だけ、道本部が直接指揮監督することの方が、より一そ

うな能率的であり、しかも先ほど申しました通り、そのことによつて生ずる人員、經費等の節約できる分を他へ転用することによつて、一そう効果ある警察運営をいたそうということにかならないのでございませぬ。

○川村議員 今のお答えでございますが、札幌地区の公安委員会を廃止するということに伴つて、經費の節減もできるし、そういう經費を他の方面に転用して効率的に使うことができ、あるいは直接道警察が担当することによつて非常に能率的だ、こういうことではあります。お尋ねの点は、そういう形に出てくるだらうと思つて、果してそれでは札幌地区の公安委員会は廃止することによつてどれくらい經費が浮いてくるのか、そんなに長官が考へられるやうに非常に有効な經費が生み出されるのか、それが私には一つの疑問となつてくるわけではな

い。なるほど考え方によつては、そのやうに一つの筋につないで、中央でも一つ行政上の差配をすることが能率的な場合が多いと思つて、ただわれわれが心配いたしますことは、日本の民主主義といふものはまだどうも足踏みを

五

している。そういうような状態においては、私たちは能率的だ、あるいは合理的だ、こういう美名のもとに改革を急ぐという事は非常に危険じゃないか、こう思っている。今日までの政府というものは、これは教育行政を考えたも、ほかの行政を考えたも、よく合理的だ、あるいは能率的に改善するのだという言葉を使ひまして非常に改革を急いでいる。御承知の通り、今日までいろいろと教育上の行政問題で大きな波乱を起してあります教育委員会制度の問題にしても、都道府県の教育委員会、それから市町村の教育委員会、こういうような民主的な教育運営の基盤をなす、基礎となるところの委員会制度ができた。今日は御承知の通りにそれが公選が廃止されて任命制に変えられた。逐次その委員会の存在というものはもう不必要なものとなる、こう考えられる部面がたくさん出てきた。委員会というものの存在の意義がなくなっているという状況にあるわけなんです。ということは、御承知の通り一方から教育行政のことを考えても、文部省が全国的に教育を支配しようという意図があらゆる行政の上に現われてきつつあります。こんなことをいろいろとくどく申し上げる必要はありませんけれども、そういうものと比べてみると、どうも合理的にやるとか、あるいは経済的に考るとか、能率的に考るとか、こういうことでせつかくの民主主義の基盤たる諸制度をつぶしていくという事は、非常に注意しなければならぬじゃないかと私たちは思っている。警察の行政にいたしましても、何といましても公安委員会というようなもの、私は民主制度における大き

な柱となるものだ、こういうふうに思っているわけですが、そういうような点から考へて参りますと、あるいは民主主義を育てる、民主警察を育てていくというときには、ある程度の非能率といたうことも忍ばなければならぬ。忍んでいかなければならぬこともあると思はれども、石井長官が警察庁長官として警察行政を担当しておられますときに、あなたは人格あるいはお考え等から、われわれは決してこのような中央集権的なものになるのか、そういうものは長官をわれわれは非常に信頼するわけです。ところがあなたがおっしゃるようになった場合には、今ここでそういうことは考へていないということが、今度は大きな問題となつてまた変更されるおそろしい状態が出てくるかもしれない、こういうことが心配されるわけです。そういう意味から考へて参りますと、何も今経済的だといつて、幾らの経費の節減になるかわかりませんが、道警察を直轄に置いた方がよいということ、札幌地区の公安委員会等を廃止される必要はないじやないか。もつと突っ込んで考えますと、今度は来年になるか再来年になるかわかりませんが、この次にはこの前、道警察が札幌地区の公安委員会を廃止して直轄にしたところが非常にいい、能率的であつた、だからして今度はほかの四地区の公安委員会も廃止して、北海道全体を道警察がやつた方がもつと合理的だ、もつと能率的だ、こういう議論が必ず出てくる。私はそういう点を心配するわけですが、長官がおられる間はおそらくそういうことはないと思

いますけれども、そういう方向に行くのじやなからうか、こういうことを考へざるを得ないのです。そういうことを思つてみますと、何もこの際今まで通りに方面の公安委員会というものは置かれてもさしつかえないのじやないか。あるいは皆さん方の行政上や非能率的なところもあるかもしれないし、経済的にもあるいは十分でないところもあるかもしれないけれども、それくらいのことば忍んで、この方面公安委員会というものが民主警察の支柱となつておるならば、私はこれは従来通りに置くべきではないか、こういうふうに考へるのであります。長官はその点についてどう考へてございませうか。

さらに突っ込んで申し上げますならば、将来他の方面の公安委員会を廃止することは絶対ないのだ、こういうお考えが不動なものであるかどうか、そういう点を一つお聞きかせお願ひたい。

○石井(榮)政府委員 北海道は北海道という一つの自治体の単位でございませう。現在の都道府県警察が、たびたび申し上げておりますように、都道府県の自治体警察である、ただ警察事務の性格上一部国家的性格の仕事を持つておる関係上、純粋の自治体警察として人事的にも、あるいは予算的にも一切地方でまかなわれておる建前にはなつていないで、やはり最小限度の中央の制約がここにつけられておるといふのじやないでございませう。北海道全体が一つの自治体単位であり、北海道警察というものは、他の都府県と全く同じ性格のものでございませうが、ただ御承知のように北海道は広い地域で

ございますので、便宜上これを従来旧国警時代から五方面に分ちまして、五つの方面本部を置きまして、それぞれ統括区域をきめて警察事務をやつてきたということに相なつておるのでございませう。二十九年度の制度改正の際に、本来ならば五方面のうち北海道警察本部の所在する札幌方面本部は廃止して、他の四方面だけを残りというのが適當であつたという考へ方もあつたのでございませうが、当時御承知のように従来五方面に分れておりましたきききき、その五方面内のそれぞれの自治体警察と旧国警の部面との統合という、その統合の事務等関係上、便宜上従来の五つの方面をそのまま残したといういきさつになつておるのでございませう。先ほど申しました通り、二十九年以来今日までの三年有半の実験運営の経験に徴しまして、他の四方面はそれぞれ存在の意義が十分あります。札幌方面に關する限り、むろん存在の意義はありますが、能率的にこれを運営するという見地から考へます場合に、これを道本部が直接指揮監督すること、これを十分運営の全きを期し得ることによつて人員の相当の節約ができるわけにございまして、それを人員の不足を感じておりますこの際、もつと効率的に他の方に転用することが北海道警察全体の運営上大きなプラスになる、かように考へる次第でございませう。

今回札幌方面本部を廃止し、これを足がかりにして、行く行くは他の方面本部をも廃止するのではないかと御懸念でございませうが、そういうことはわれわれ全然考へておりませう。北海道の特殊事情に基きましてこうした方面本部が置かれておる事情を考へますならば、この姿で将来も行くべきものである、かように考へるのであります。他の府県におきましては、御承知の通りそれぞれの府県警察本部が直ちに県内の各警察署を直接掌握しておるわけにございませう。北海道におきましても他の府県と同様に、方面本部という中間的な本部を置かないで、北海道警察本部が直接道内の各警察署を掌握してもさしつかえないわけにございませうが、先ほどから申します通り、北海道の地域のきわめて広大であることにかんがみまして、道民の方々の便宜等も考へまして、五つの方面に分ち、それぞれ方面本部を置き、それを管理する公安委員会を置いて今日警察行政を運営してきておる、こういう実情になつておるのでございませう。

○川村(總)委員 今長官のお考えを述べたにたいしたのですが、北海道に五方面の公安委員会が置かれた。ところが北海道そのものが道警察が自治体警察であるから、北海道全体の警察行政については自治体警察の方でいろいろやつておる。面積が広いから、便宜上五方面のものを置いた、こういういきさつも今お話しになつたのです。従来北海道は広くはあつても、ちゃんと道警察の方で一本でやつてよかつたのだけれども、面積が広い等の關係で五方面に分けておつた、便宜的にこれを設置したのだ、こういうようなお考えであります。その底を考へてみると、五つの方面公安委員会というものは、何も民主警察のほんとうの行政上の柱となつて存在するのだ、そういうよう

な強い認識でなくて、何かしらこの前の警察改正等のいろいろな複雑ないきさつ等から、実は道一本でやってもよかつたのだけれども、そうやったのだというふうなお考えも、警察当局にはまつわりついているのじゃないか、こういふような疑問も出て参ります。ほんとうに北海道が面積が広くて警察行政をやつていく上において、あるいは民主警察の浸透をはかるために考へるならば、この五方面の公安委員会が必要だということであり、またあのような地勢、産業上の構造を持つておられますから、やはりこの方面公安委員会はそのまま存置されても一向差しつかえないのではないかと。ただ道警察の足元にあるからという理由で、その方が合理的だ、能率的だといふような、ただそれだけの理由で札幌の方面公安委員会を廃止される必要はないのじゃないか。かえつて札幌地区の警察行政は札幌の方面公安委員会によつて運営せられ、道警察は道全体のいろいろな大きな立場から警察行政の円滑を期する、こういふような考へ方がよくはないか、こういふ考へ方が出てくるわけですか。大へんよくない考へ方です。大へんよくない考へ方です。大へんよくない考へ方です。

といふような形になるのじゃないかといふことがさらに心配になってくるわけですが、その辺のところをもう少しお聞かせおき願ひたい。

○石井(警)政府委員 現在の公安委員会制度が新しい警察の民主的運営の保障のためのきわめて重要な使命を持つておりますことは、申すまでもないところでございます。公安委員会の管理のもとに警察が民主的に運営されておるの姿は、きわめて重視しなければならぬことでもあります。今回提案の、北海道の道警察本部の所在する札幌方面本部を廃止することに伴ひまして、札幌の方面公安委員会は必要がなくなるといふことにすぎないのでございまして、私も札幌方面の公安委員会を廃止することをまず考へて、そのために、廃止すればその下の管理に属する札幌方面本部が要らなくなるから廃止するのではなからして、むしろ逆でございまして、先ほど来申し上げました通り、札幌方面本部を廃止することによりまして道本部がその地域を直接掌握し、それによつて生ずる人員の節約等を他の方面に有効に活用しようといふことを考へているにすぎないのでございまして、他の四つの方面の公安委員会は、これは道民の利便等から考へまして、どうしても置いておかなければならぬといふ必要を痛切に感じておるのでございまして、今後ともこの四つの方面の公安委員会をどう考へようか、いふことは毛頭考へておりませんので、御安心を願ひたいと存じます。

○川村(経)委員 経費の問題でございしますが、きょういただいた資料の中に少し説明してあるよりでありますけれども、この警察の経費は大きく分けると、国庫が全額を負担する、直接支弁する経費と、国庫から都道府県に補助金として支出される経費、都道府県自体が負担する経費、こういふ三本立になつておるわけでありまして、私は犯罪捜査とか、そういうような問題は第二番目に申し上げました都道府県負担に對して国庫から補助するといふような経費になるのじゃないかと思つておる。それから警察官のいわゆる超勤手当であるとか、あるいは報償金といふものがあるわけでありまして、そういうものはこれは都道府県の直接負担になつておるわけでありまして、それについて私たちがかねて第一線で非常な苦勞をしております警察官諸君の待遇問題については、これは与野党を問はずたびたび質問にも出ておる通りに、大きな関心とその待遇の改善をされることを常に考へて来ているわけでありまして、未端の第一線の警察官の人たちは、ほんとうに薄い手当て日夜苦勞をしております。ところがこの捜査費あるいは報償金といわれるようなものが、県のいろいろな支出の状態を聞いてみますと、すつきりしないところがあります。私は、こういふところに警察費の非常に多い、あるいは不当なと言つていいぐらいな使い方がありはしないかと常日ごろ思つておるわけでありまして、今ある県の——ちよとて県の決算がいろいろ行われておりますけれども、そこでも問題になつておる。そういうことは、一例を申し上げますと、そういうことはないと思ひますけれども、実は捜査費等につきまして各末端の警察署にやはり予算の範囲内において適正に配付されなければならぬと思つておるわけですが、ただ地方の警察署長の判じだけでも、書類上は整つておりますけれども、それが地方本部の警察で大部分は使われる。あるいは報償金といふものがあるわけでありまして、こういふようなものについても結局判じだけでも、それが末端の警察に、あるいは警察官の諸君に適正に配付され、支給される、こういふようなことが正しく行われていない、そういうようなことをよく聞くのですが、おそらく長官はこういふことは知らない、そういうことはないといふお答えがあるのじゃないかと思ひますけれども、私たちがそういう点については非常に疑問な点があるといふことを聞いておるわけなんです。これはよほど注意をしていただかなければならぬと思つておるのですが、それらの捜査費とかあるいは報償金といわれるようなものがどういふ形で支出されて、実際はどういふふうにして支給されるものであるか、これを一つお聞かせ願ひたい。でなければ、今長官が経費の節減とかなんとかいふことを言われまして、ただ人員の配置がえをされたとかいふようなことだけでは問題は解決しないのじゃないか、こういふような考へ方を考へておる。その点について一つ長官のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○石井(警)政府委員 都道府県の警察運営に要する費用は、どういふ建前になつておるかといふことは、先ほどお話ししました通り、国で直接支弁するものと、都道府県がすべて負担するものと、国が半額を補助するものと、この三本立になつておること

は御承知の通りであります。いずれの費目に属するものでありますとも、およそ警察の予算が警察行政運営のために適正に使用されなければならぬことは申すまでもないこととございまして、ただいま御例示になりました捜査に要する費用等が未端に十分必要なだけ配分されないで、都道府県本部に偏した使用がなされておるといふようなことがもしありとすれば、これは重大な問題で、あくまで警察運営の実態に即して警察予算が最も有効適切に使用されなければならぬことは申すまでもないところでございまして、こういふ点につきましては、私も十分都道府県の実情をよく見きわめまして、もし適正でないものがあるとするならば、十分これを是正するように指導して参りたい、かように考へております。

○川村(経)委員 他にも御質問があるようでありまして、ほかの問題点はまた後日に譲りますが、今の点につきましては、各県の決算状況等がわかりましたら、またお尋ねをすることができると思ひますので、その点につきましての質問を保留いたします。

最後に一つお聞きしておきたいと思ひますが、今度の改正で警察庁に保安局をお作りなさる。大体機構改革等はいただいた資料によつて明らかであります。そのまたねらい、趣旨もよく了解できます。ただ刑事部が、その持つておった権限を保安局の方に相当程度移していくわけでありまして、この保安局の設置に伴つて、警察本庁の人的構成といふものはどういふふうになつてくるか、どれくらい増員されることになるのか、この辺のところを一

つてお聞きしておきたいと思ひますが、今度の改正で警察庁に保安局をお作りなさる。大体機構改革等はいただいた資料によつて明らかであります。そのまたねらい、趣旨もよく了解できます。ただ刑事部が、その持つておった権限を保安局の方に相当程度移していくわけでありまして、この保安局の設置に伴つて、警察本庁の人的構成といふものはどういふふうになつてくるか、どれくらい増員されることになるのか、この辺のところを一

つてお聞きしておきたいと思ひますが、今度の改正で警察庁に保安局をお作りなさる。大体機構改革等はいただいた資料によつて明らかであります。そのまたねらい、趣旨もよく了解できます。ただ刑事部が、その持つておった権限を保安局の方に相当程度移していくわけでありまして、この保安局の設置に伴つて、警察本庁の人的構成といふものはどういふふうになつてくるか、どれくらい増員されることになるのか、この辺のところを一

つお聞かせおきたい。と申しますのは、私の記憶によりますと、昭和二十九年、警察官は警察法の施行に伴って、向う三千年間で相当程度の整理を計画されたようにあります。二十九年、三十年程度には約三千数百名、あるいは四千名程度の一応の整理ができたことになっておりますけれども、三十一年度からはこれがストップになっておる、これはもうその通りだと思つて、今度保安局の設置に伴って、本庁の人的構成、あるいは増員計画というふうなものがあるのであるか、また北海道では道警察が札幌地区を直轄する、こういうことにならば、どれくらい人員が浮いてくるのか、その辺のところを少しお聞かせおきたいと思つて。

○石井(警)政府委員 新設しようと思つております保安局は、その所掌事務については、御承知のように、現在の警備部に所属いたしております。現在交通の部面、現在刑事部に属しております。防犯関係の仕事、これを一つにまとめまして、新しい保安局を設置し、保安局の中には防犯課、少年保安課、交通課、警ら課という四つの課を作りたい、かように考えておるのでございます。その人員は、結局現在の警備部において警ら交通の仕事を担当しておる人員、現在の警備部において防犯関係の仕事をしておる人員、これを統合いたしまして、それに加るに新しく新規増員になるものは二十名でございます。現在御審議願っております三十三年度予算に増員が二十名計上されておるのでございます。新規増員はそれのみでございます。

なほ北海道の札幌方面本部を廢止することによつて人員がどの程度節約されるのかというお尋ねでございますが、今正確な数字を私記憶いたしておりませんが、おそらく百名くらいの数字が他に転用できるのではないかと推して考えております。

○川村(警)委員 これで終わりますが、北九州の警察、いわゆる警備力が非常に不足である、何とか考えてもらいたいということ、またたびたび警察の方にも意見具申がされておると思つて、また委員会もたびたびいろいろ陳情を受けたことがあります。あの問題について何か警察庁としては御考慮になっておるかどうか。この際一つ明らかにしていただきたい。

○石井(警)政府委員 各都道府県とも、大なり小なり程度の差はありますが、いずれも現在の定員をもつて必ずしも十分でない、むしろ若干の増員をしてほしいという要望が強いのでございまして、なにか、ただいま御指摘になりました福岡等は、北九州の特殊の事情に基きまして、特に人員不足を感じておるのでございまして、たびたび原の関係者からもそういった実情については、私もお話を伺つておるのでございまして、将来は何かにかうした点についての解決をはからないければならぬということも考えておるのでございまして、御承知の通り二十九年の制度改正當時からのいきさつ、先ほどもお話をいたしましたように、制度改正に伴って大幅な警察官の定員を整理するという建前を出発いたしましたのでございまして、初年度及び第二年度におきましては、約束通りの警察官の定員が実現を見たのでございまして、第三年度、すなわち昭和

三十一年度は、制度改正後の情勢の変化によりまして、整理をするよりもむしろ新たに増員を必要としたればならぬ部面が多々生じて参りました。現在整理を一応取りやめるといふこと、三十一年度暫定措置にとられたいことも御承知の通りでございます。三十二年度に入りまして、その情勢は何ら緩和されなくて、むしろさらに、たとえば交通事故の激増等に徴しましても交通取締りの警察官をもつと増員すべきではないかというような声がございます。増大された関係上、ここに二十九年度制度改正に伴う警察官の行政整理というものは将来に向つてもこれを行わないということが相なつたのでございまして、現在の都道府県警察の定員というものは、ここに一応安定を見たいと思つておるのに、各府県の警察のいろいろな取締り対象等も増加しております。今日、決して十分でないといふことを痛感いたしております。府県の実情によりまして程度の差はありますが、いずれも必ずしも警察官の増員を要したいと思つておるので、将来はこの問題については十分に検討を加えておる。その方向に考えて参りたいと思つております。とりかへず三十三年度におきましては、第一線の警察官の増員というものは一応考慮なかつたのでございまして、そのかわりに警察力の充実を他の面に方を求めまして、警察の機械化、近代化と申しますが、いわゆるパトロール、カー等の飛躍的増加によりまして、警察力の足らざる点を

を補う、こういう考え方をもちまして、三十三年度の予算におきまして、そういう面の費用を計上いたしておるような次第でございます。北九州におきましては、従いまして人員の手当は直ちにはできませんけれども、今申し上げましたような機械力、機動力の増強という見地から、他の府県よりも特に厚く考慮することによつて何らかの解決の補助にしたい、かように考えております。

○中井委員 今の御答弁に関連して、今あなたはお増員の計画があるということはお聞きして、あるいは何と云うか、防衛隊とか、あるいはいろいろなものができる前に、警察の定員というものは非常に多いのだ。従つて大都市においては非常に多いことばあなたも定員不足であるというのでは、あなたも言が、余つておることもたくさんあると思つておる。そういう意味においては、私はもういろいろ御意見を申さなければならぬ、この際本格的に全国の警察官の定員について再検討をしてみたいと思つて、これは少いところじゃなくて、多くてころころして居るような警察官もおります。東京の警視庁の何と云うか、あるいは大阪、あるいは何と云うか、あるいは今の相関係に於いて考へてもらなければならぬ。この点については私率直に意見を言つたわけだが、皆さんの御意見もちよつと漏らしてはならない。それは余つておるところはやめてもらいたいです。近ごろの予算などちよつと見せてもらつておるのだが、どうもこの間の疑問もだいたいあります。その点どうでしょう。

○石井(警)政府委員 警察官の定員をそろへます場合には、いろいろな要素に基きまして考へておるのでございまして。たとえば管内の人口が幾らあるか、面積がどうであるか、あるいは犯罪発生の状況がどうであるかといふいろいろなものを要素を積み重ねまして、それに対応した警察官の定員というものを考へておるのでございまして。ただいま御指摘になりました警視庁の定員が多過ぎるのではないかと云うようなことでもございますが、警視庁の管轄したてておられます現在の東京都の最近の人口の増加の状況をかりに一つと申して考へてみますと、年間地方の中都市一個、たとえば岡山市の人口に相当するくらいのもので年間増加している、こういう状況にあるのでありまして、警視庁の警察官は必ずしも多過ぎるというところはないのではないかと私は考へておるのでございまして、せつかくの御意見なので、私も今後定員の問題をどう考へるかといふ場合には、十分検討いたしました。今日の各府県の定員が果して実情に即して居るかどうか、不足の点がどの程度であるか、あるいは現状程度でいいところがあるかどうか、そういう点については十分検討したいと思つております。

○中井委員 今の御答弁の中にも、おっしゃることは人口がふえた、あるいはまた交通関係の事故がふえた、こういうことはわれわれもよくわかっています。しかし今の警察官の配置の根本は、占領中にマッカーサーの指令で、大都市だけは非常に多いのであります。このことは皆さんははっきり御存じです。世の中がだいたいぶん落つついて参りましたし、自衛隊も十何万もおる

○石井(警)政府委員 警察官の定員をそろへます場合には、いろいろな要素に基きまして考へておるのでございまして。たとえば管内の人口が幾らあるか、面積がどうであるか、あるいは犯罪発生の状況がどうであるかといふいろいろなものを要素を積み重ねまして、それに対応した警察官の定員というものを考へておるのでございまして。ただいま御指摘になりました警視庁の定員が多過ぎるのではないかと云うようなことでもございますが、警視庁の管轄したてておられます現在の東京都の最近の人口の増加の状況をかりに一つと申して考へてみますと、年間地方の中都市一個、たとえば岡山市の人口に相当するくらいのもので年間増加している、こういう状況にあるのでありまして、警視庁の警察官は必ずしも多過ぎるというところはないのではないかと私は考へておるのでございまして、せつかくの御意見なので、私も今後定員の問題をどう考へるかといふ場合には、十分検討いたしました。今日の各府県の定員が果して実情に即して居るかどうか、不足の点がどの程度であるか、あるいは現状程度でいいところがあるかどうか、そういう点については十分検討したいと思つております。

○中井委員 今の御答弁の中にも、おっしゃることは人口がふえた、あるいはまた交通関係の事故がふえた、こういうことはわれわれもよくわかっています。しかし今の警察官の配置の根本は、占領中にマッカーサーの指令で、大都市だけは非常に多いのであります。このことは皆さんははっきり御存じです。世の中がだいたいぶん落つついて参りましたし、自衛隊も十何万もおる

○石井(警)政府委員 警察官の定員をそろへます場合には、いろいろな要素に基きまして考へておるのでございまして。たとえば管内の人口が幾らあるか、面積がどうであるか、あるいは犯罪発生の状況がどうであるかといふいろいろなものを要素を積み重ねまして、それに対応した警察官の定員というものを考へておるのでございまして。ただいま御指摘になりました警視庁の定員が多過ぎるのではないかと云うようなことでもございますが、警視庁の管轄したてておられます現在の東京都の最近の人口の増加の状況をかりに一つと申して考へてみますと、年間地方の中都市一個、たとえば岡山市の人口に相当するくらいのもので年間増加している、こういう状況にあるのでありまして、警視庁の警察官は必ずしも多過ぎるというところはないのではないかと私は考へておるのでございまして、せつかくの御意見なので、私も今後定員の問題をどう考へるかといふ場合には、十分検討いたしました。今日の各府県の定員が果して実情に即して居るかどうか、不足の点がどの程度であるか、あるいは現状程度でいいところがあるかどうか、そういう点については十分検討したいと思つております。

○中井委員 今の御答弁の中にも、おっしゃることは人口がふえた、あるいはまた交通関係の事故がふえた、こういうことはわれわれもよくわかっています。しかし今の警察官の配置の根本は、占領中にマッカーサーの指令で、大都市だけは非常に多いのであります。このことは皆さんははっきり御存じです。世の中がだいたいぶん落つついて参りましたし、自衛隊も十何万もおる

という今日、やはり警察は警察本来の姿に帰っていくことになれば、この際も私は抜本的に改正する時期である、こう思うのですよ。そういう意味から申し上げているのです。十分研究してもらいたい。

○矢尾委員長 次に地方財政に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 この席には優秀な政務次官が見えておられ、また能吏の局長等もお見えになっておられるわけでありませうけれども、木材引取税についてお尋ねしたいわけでありませう。これらについては一応大臣から基本的な態度を伺っておかなければならないと思うのであります。それで大臣がこちらにお見えになる時間がどのくらいかかるのか、その時間関係を政務次官から御答弁願いたい。

○中島政府委員 ただいま大臣は他の委員会に出席をいたしておりますので、今連絡をとらしてあります。間もなくこちらに見えます。

○永井委員 大臣がお見えになるようでありませうから、それじゃお見えになつてから質問をいたしたいわけでありませう。

その前に二、三お尋ねをしたいと思つて、自転車荷車税等が廃止になつて、たばこ消費税でこれが補いつける、こういうことになつては、わけですが、これを町村別、地方別に見ますと、たばこ消費税の還元と自転車荷車税の廃止とは必ずしも正比例をしていない。各地にそういふアンバランスが出てはいるわけでありませうが、そういう

関係はどういうふうな調整せられるか、えでありますか、伺つておきたい。

○中島政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、地方に交付税制度がございまして、交付税によって調整をはかつていきたいと思つております。

○永井委員 そうしますと、各市町村別に検討して、現在の自転車荷車税の廃止によって財源に穴があかないように交付税であんばいする、こういう措置が講じられるわけですか。

○奥野政府委員 御承知のように地方交付税の交付を受けておりますような団体でありますと、税収入が減少すれば基準財政収入額が減額して計算されることになりませうので、自動的交付税の基準が増加いたしまして地方交付税が増額されるという仕組みになつてはいるわけでありませう。

○永井委員 それじゃ大臣お急ぎのようでありませうから、木材引取税についてお尋ねをいたしたいと思つて、自治庁では大臣の手元で木材引取税の標準税率を引き下げようとする作業が進められては、どういふふうな承わつてはいるわけでありませうか、詳しくどういふ状況にありませうか、詳しく伺いたい。

○奥野政府委員 木材引取税の問題につきまして、従来から与野党を通じて参つたのでございませう。そういうふうな状況にかんがみまして、昨年は税率を一〇%引き下げて徴税の合理化をはかりたい、こう考へて措置いたしたわけでございますが、なお問題が十分に解決に至りませう、いろいろとこれについての批判が多かつたわけでありませう。そういうことにかんがみまして、

さらに現在程度の税額の徴収を目途にして思い切つて徴税の合理化をはかつたらどうか、どういふふうなところから標準税率、現在の四〇%を二〇%に引き下げたいというふうな考へております。最終的に確定いたしたわけではございませうが、大体そういう方向で検討いたしておるわけでありませう。

○永井委員 これは大臣から御答弁願いたい。その標準税率を二〇%に引き下げた場合における各市町村における財政に及ぼす影響についてどのような基礎資料に基いて、どのような判断に基いて引き下げるかが税の合理化になるという結論がお出になつたのか、その基礎について、各市町村別の財政の及ぼす影響について、どのように把握されておるかを大臣から伺いたい。

○郡國務大臣 木材引取税につきましては、もう永井さんよく御承知の通り、素材価格が今日はかなり重要な財源として町村でもいろいろ調べておられ、努力しておられることもよく承知いたしておられます。ただ素材価格の点等につきましては、二十九年の素材価格が今日かなり上つてきておる点もございませう。また率直に申しまして特別徴取義務者の協力点も、最近自治庁の当局と林野庁の当局との間によく意見の交換をいたしまして、そういう特別徴取義務者の協力も十分得られる態勢をこしらえておられます。いろいろの点を合理化いたしまして、そして町村の財政には支障のないように考へて、そういう町村財政の点は十分考慮いたして結論に参つておる次第でございませう。さらに町村間の模様等につきま

ては政府委員の方から申し上げることにいたします。

○永井委員 大臣は徴税及び市町村財政の合理化の立場からこの税率を引き下げるのだ、こういう御答弁でありませう。そこで合理化とは何かということ、それが明確になりませう。そこでどういふ合理化を所期して、そのような作業を進められたのか、重ねて伺いたい。

○郡國務大臣 従前によっております場合も、従量によっております場合も、価格の点でまた石当りという点で、どうも正確な捕捉ができておりませう。こうした点につきましては、一方におきまして負担の均衡を十分得ますように、また民有林については町村の当局が努力をされても、捕捉がしにくかつた、こうした点は、もっと率直に申しまして、林野当局が努力をしてくれなければ相ならぬ。こうしたことにつきましては両者のこれからやつて参りますやり方についての歩調が合いましたので、そういう点から十分これらの価格の点でも、また従量によつておる場合におきましても、先ほど申し上げました特別徴取義務者の協力の程度も——また民有林につきましてもは私も次第によくして参る。民有林の問題はなかなか一挙にいかぬ。むづかしいが、これはどうしても民有林についても是正して参らなければ相ならぬ。こうした方々からいろいろの是正と申しますか合理化ははかられて参りましようし、またそのようにして一つ今までのやり方を変えて参ることが、今度の作業の一つのねらいにいたしております。

○永井委員 大臣の言われる合理化といふことは木材引取税の運営の合理化、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○郡國務大臣 今私は、木材引取税について合理化をいたし、さらに非常に広い、幾つもある町村につきましても、それぞれの財政については、またその財政についてよく考へてみたいと思つております。

○永井委員 考へてみたいといふことは、引き下げることを決定して、その後現われた事象について、事後的に善後策的に考へようというのか、引き下げた場合における、あるいは現在実施されておる実態調査の上に立つて、このようにしてもこのようになるのだ、これがこの合理化の全体なんだ、こういう総合的な判断の上に立つて一つの結論が出た。私は今までの御答弁で、どういふふうな承わつたところが、その事後の問題は引き下げることをきめてから現われたらそれについて考へよう、こういうので、総合的な合理化の作業、判断、あるいはその実態調査といふものが不十分のように思えるのであります。その点はいかがでありますか。

○郡國務大臣 私申し上げましたのは、この木材引取税自体をいたしまして、そして実際町村がやつておられる町村として精一ぱいやつておられるわけでありませうけれども、私どももまたそれに指導もいたし、実際協力もいたしまして、そして町村財政上支障のないようにいたして参る、その税自体について考へております。しかしながら現在御承知のように地方自治体といふものは、これはお尋ねとちよつとはずれるかもしれませうが、全体を見まして地方の税財源といふもの

がまだまだ乏しい状態にあります。これは財政、税制全部を通じて一考をいたさなければならぬ問題が残つておると思ひます。そうした意味合いで、私ちよつと言葉が足りませんでした。が、申し上げたことが何か事後的という御印象になつたかと思ひますが、私は税制、財政を通じて広く考へる問題が残つておると思ひます。しかし木材引取税そのものとしては合理化と申しますか、あらゆる手だてを講じまして、そうして町村財政に支障のないようにということ、それが一つの大きい主眼で考へておるのであります。

○永井委員 税制の合理化、あるいは市町村財政の合理化という一つの旗じるしを掲げる以上は、総合税制の上から判断が下されなければいけない。ところが総合税制の立場における検討は、何らなされないで、ただ木材引取税の税率を引き下げるといふこの目的を執行するためにさういふ旗じるしを掲げておるようである。それから引き下げたらその結果どうなるかという実態調査については調査もろくにしないで、さうして現われたら抽象的に影響のないように処置をしよう、こういう程度の構想にすぎないよう考へるわけでありますが、木材引取税を合理化する、市町村財政を合理化するというためには、少くとも総合財政の上からの所見を確立されなければいけないと思ひます。その点について大臣はどのように、総合税制の立場において木材引取税の合理化というものを取り上げておられるのか。合理化の性格なり何なりについて、もっと明確に示されないと、言葉だけあつて内容がないように私は承知いたしました。もっと地方税制の、税の

総合税制の上に立つてどういふ判断を下されたのか、その基礎を明確にしていただくかないと、これからお尋ねをしていく上について非常に支障になります。この際これらの点を明確に承わつておきたいと思ひます。

○郡國務大臣 これはよく御承知のことだと思ひますが、基礎資料についての負担の均衡がとれておるやいなやについての問題の点、また納税者と徴税者との間にかなりあつたれきのある全部とは申しませんが、町村もある。こうしたことと近時相当税収入は上つて参りましたが、これはごく近ごろのことでありまして価格の面にも、従量の面にも、さらに納税者と徴税者とのあつたれきを防止いたしますために、実際のそれに当つておる特別徴収義務者のやり方というようなことをどうしても直して参らなければいかぬ。また直して参るならば、率を引き下げてもやつていける、こうした判断のもとに立ちまして、さうして十分——これはこの年度を通じましたもいろいろ問題がありましたので、税務局でも十分調査をいたしておりますから、それでは税務局長から申し上げることにいたします。

○奥野政府委員 木材引取税改正の及ぼします影響は、全体の問題と個々の市町村の問題とあるかと思ひます。木材引取税全体としては、先ほど大臣からお答へがありましたような措置を講ずることによつて、おおむね確保できるんじゃないかというように考へておられるわけであります。個々の市町村につきましても、やはり相当な減収を与えざるを得ない段階もできてくると思ひます。しかし、だから制度改正

をしないということになりますと、今生じておられます問題は永久に解決ができませんということになりますので、やはり相互勘案した結果思い切つた改正措置をとるべきだ、こういうことになつたわけであります。その結果個々の市町村においてお困りの問題が起つて参りますので、さういふ場合は、従来から制度改正の結果起つておられます措置を、地方交付税の配分その他運営面において考慮して参りましたと同じように、できる限りその団体に不測の打撃を与えないような措置を講じて参らなければならぬ、さういふことは考へておられるわけでありまして、さういふ措置をとりながら、やはり木材引取税全般に起つておられます問題の解決をせひはかりたい、かような考へ方をとおるわけでございます。

○永井委員 大臣がほかの委員会に呼ばれていて時間がないさうでありますから、それじゃ大臣に基本的な問題点だけ質問して、あと事務的な関係はほかに関きたいと思ひます。さういふことで私も簡単にしますから、大臣も明確にしていただきたいと思ひます。

納税者とそれから取り立てる方との間に摩擦があるということ、これはひとりで木引取税ばかりでなくて、あらゆる税金がさうであります。さういふことが問題になるから、それを問題のないやうにしよというので、納税者のごきげんだけをとるといふやうな方向へ問題の解決を進めるならば、一切の税金がさうせざるを得ませんでしよ。それから素材が値段が上つていから税率を引き下げてもいいんだ、さうしてこの財源を確保して課税すれば

いい。これは運用の上において十分の結果を上げるといふならば、この法律の税率を引き下げるといふやうな措置をしないで、この中において十分さういふ指導なり何なりができるじゃありませんか。最高百分の五まではとれる、百分の一が標準だ、さういふことはあります。でも、とらない方法だつて——それ以下ならば幾らでも運用の面においてできるのではありません。でありますから大臣の言う素材が上つていから少い税率でもいいというならば、この税制をそのまま置いておいて、運用で幾らでもできるものであつて、税制そのものの合理化ということには何ら触れない問題です。それをなぜ合理化といふことではなくて、運用の上において、適正を期するといふやうな方向において自治庁が指導するといふ態度をとらないで、さうしていきなり納税者から文句があるんだからそれを調整するんだといつて、法律改正まで態度を決定しなければならぬやうな重大な問題がどこにあるんですか。その法律改正をしなければならぬという根拠を一つ承わりたい。運用でできないといふさういふ根拠があるならそれを示していただきたい。

○郡國務大臣 この年度あたりでも問題が起りますのは、市町村間における負担額というものが非常に酷であるという点が指摘されるのでございます。それからその原因をさらに見ていきましたと、結局特別徴収義務者が入る。その特別徴収義務者が全面的に協力をいたし、またその態度をきちんと全国確立できますならば、市町村の当局がそれほどの、今やつておられるやうな苦勞をされなくても、特別徴収義務者が

ない税に比べますと、特別徴収義務者がありますだけに、市町村の当局が苦勞されているところが非常に多い。さうした点から特別徴収義務者がほとんど市町村の当局のやうな徴税者の態度でやつてくれることが望ましい。さうしてその折衝を重ねて参りました。一応の結論を得まして、これならばやつていけますし、ことに従量課税を行なつて市町村が相当多い、さうしたところでは指示価格を引き上げることによつて収入が確保できる、さうした見通しがつきましたので、今度の措置を講じたのであります。私どもの立場はどこまでも市町村の立場、さうしたところから考へて参りました。このたびの改正措置をとつた次第でございます。

○永井委員 大臣の答弁は、市町村の立場に立つてさういふ措置をとつた、大へんけつこうなやうであります。今度の税率引き下げはそれが一体希望し、それが反対しているか、大臣御存じですか。木材業者がこれの廃止あるいは税率の引き下げに猛烈に運動している。市町村及び市町村民はこれに反対しているのです。どこでこの見当違いをしたのですか。ほんとうにこの税金を中心にして動いている実態が、あなたも色めがねをかけないで正しい目で見ると、わかるはずだ。また市町村の財政の実情からいって、さういふ市町村の立場に立つていられるという大きな口は自治庁長官もきけないはずだ。いかに歴年にわたつて木材業者が税の廃止のために運動しているか。廃止ができないならばせめて税率を引き下げろ、さういふことに木材業者がずいぶん動いているんじゃないですか。

ない税に比べますと、特別徴収義務者がありますだけに、市町村の当局が苦勞されているところが非常に多い。さうした点から特別徴収義務者がほとんど市町村の当局のやうな徴税者の態度でやつてくれることが望ましい。さうしてその折衝を重ねて参りました。一応の結論を得まして、これならばやつていけますし、ことに従量課税を行なつて市町村が相当多い、さうしたところでは指示価格を引き上げることによつて収入が確保できる、さうした見通しがつきましたので、今度の措置を講じたのであります。私どもの立場はどこまでも市町村の立場、さうしたところから考へて参りました。このたびの改正措置をとつた次第でございます。

ない税に比べますと、特別徴収義務者がありますだけに、市町村の当局が苦勞されているところが非常に多い。さうした点から特別徴収義務者がほとんど市町村の当局のやうな徴税者の態度でやつてくれることが望ましい。さうしてその折衝を重ねて参りました。一応の結論を得まして、これならばやつていけますし、ことに従量課税を行なつて市町村が相当多い、さうしたところでは指示価格を引き上げることによつて収入が確保できる、さうした見通しがつきましたので、今度の措置を講じたのであります。私どもの立場はどこまでも市町村の立場、さうしたところから考へて参りました。このたびの改正措置をとつた次第でございます。

ない税に比べますと、特別徴収義務者がありますだけに、市町村の当局が苦勞されているところが非常に多い。さうした点から特別徴収義務者がほとんど市町村の当局のやうな徴税者の態度でやつてくれることが望ましい。さうしてその折衝を重ねて参りました。一応の結論を得まして、これならばやつていけますし、ことに従量課税を行なつて市町村が相当多い、さうしたところでは指示価格を引き上げることによつて収入が確保できる、さうした見通しがつきましたので、今度の措置を講じたのであります。私どもの立場はどこまでも市町村の立場、さうしたところから考へて参りました。このたびの改正措置をとつた次第でございます。

また自治庁にいたしましたも、最初はこ
の改正に対して反対しておった。それが
途中から市町村の財政のために、あるい
は市町村の立場に立つてと言ひ、そん
う大きな口はあまりきかない方がよろ
しい。それから第三者を通して税金を徴
取するといふか、こゝろや方方がいけ
ないといふならば、遊興税だつて入湯税
だつて、入湯税だつてみんなそゝりゃな
いですか。それから地域的な差がある
と言ひ。地域的な差があるのはこの税
の建前です。それは最初からわかっ
ている。普遍的な税でないことはわか
っている。交付税にいたしても、入
湯税にいたしても、木材引取税に
いたしても、これはそれぞれの市
町村の実情に即した一たといふ入湯
税ですと、温泉だけはあつたが、ほかの
住民は少いといふ関係、交付税だと石
炭山なり鉱山だけあつて、ほかの住民
は少いといふ関係、そゝりして税の対
象になる財源がないといふこと、そゝり
ことを勘案して、今日の税制といふも
のは、よかれあしかれ一応体系を整え
た一つの総合税制の中で定められた税
であります。もし町村別に差異があつ
ていけないといふなら、こんな税金は
やめたい。根本的に廃止するとい
う立場において税制全体を操作され
たい。そゝりうことになしに運用の
面の合理化といふ、そんなことでも
して市町村の立場に立つてどうとい
うことが言えますか。たとえば北海
道の場合上川などは木材引取税を、三
十二年度の実績で申しますと、六千四
百八十何万円といふものをとつてお
ります。三十二年は五千万円をとつてお
ります。これだけが部分的にはかつと穴
があくのです。そのほかにいたしまし

ても何千万円といふところがずつとあ
ります。そゝりうところはどゝりうと
ころかといへば、山林だけあつて人口
が少いといふところ。唯一の財源
なんです。そゝりうところの一体交付
税でそれを調整したり、ほかの税で
ういふふりうにして調整できますか。こ
れだけの財源を調整するよゝりな方法が
講ぜられるといふならばその方法を示
していただきたい。一部分的な山村
に對するところの財源として、この税
が特設されたものであると思ふので
す。町村別に差異があるのは、この税
金の最初からの性格なんです。それを
地ならししようといふも自治庁は考へて
おられるのですか。これを承つてお
きたいと思ひます。

○郡国務大臣 なるほど特別徴収義務
者を置いてある税は幾つございま
す。しかし一体この税のよゝりに指示額
格といふもの押え方が、これをもし
完全にその特別徴収義務者の力を借り
ませずに、また特別徴収義務者の判断
によらずに正確に把握しようといふこ
とは、おそろしく市町村当局としてほ
のために非常な徴収費も使わなければ
ならないし、それはできないことでも
あります。正確な指示額格をほん
とに市町村当局のためにこの側になつ
て協力させなければ、私はこの税の運
用はついで参らぬと思ひます。その
運用をつけて参ることに相なります
ば、先ほど申しましたよゝりなかに
の徴収額を引き上げられる。今のま
で措置を講ぜずには率を引き上げるの
はなくて、先ほど来申し上げました
よゝりな措置を講じ、また農林省、自
治庁間の申し合せの趣旨を完全に自治
庁は履行いたさせますから、そゝり

しますならば、全国的な差があるのが
当りまえだといふよりも、全国的な差
も一方では縮まつて参り、そして一つ
の税として全国を通じての税として適
当な態勢をとれる方がよゝり望ましい。
こゝろ考へてございませう。御指摘の
点は町村の幾つかの問題といふこと
になります。これは政府委員の方か
ら答弁させることにいたします。

○永井委員 政府委員はあとからお答
え願ひます。現在長官の考へていら
れるよゝりな措置以外にできないわけ
で、税率を引き下げなければ林野庁
側は現行法では協力できないといふ
のですか。現行法の中でそゝりうこと
が運用の面で自治庁の指導なりある
林野庁との話し合ひなり、そゝりうこ
とではできないんだ、税率を引き下
げなければそゝりうことはできないん
だ、そゝりうことを林野庁から言つ
てきているのですか。

○郡国務大臣 そゝりうございませ
ん、順序が逆でございまして、こゝろ
措置を講じなければならぬ、今ま
での模様で木引税の税収入といふのが
どうも予定より上つておらなかつた、
よゝりやく予算に近いものを累年上
得るよゝりになつてきた、しかし今申
したよゝりないろいろな点を解決しな
ければならない、そして解決いたす
れば税率を引き下げて地方財政がま
かない得るといふ見込みがつかま
したので、そのよゝりな措置をとり
まして税率を引き下げていくとい
う段取りに運んだ次第であります。

○永井委員 協力、協力と言ひます
けれども、北海道の場合は現在十分林
野庁の協力のもとに、あなたの方に統
計があるでしよゝり、そのよゝりな税
収といふものを確保し、そゝりして
上げておられます。本州の方面でそ
ういふ財源を確保し、あるいは徴収
しないといふことは、それだけその
町村に財源上の余力があるの
とができていないとすれば、その
村における木材業者といふボスの
圧力に屈して執行者がそれを執行
しないといふこと。そゝりうこと
自治庁の指導によつて適正な課税とい
ふものを確保するよゝりに指導され
るしいのであつて、だからといつて
この税率引き下げといふ逆方向をと
るといふことは、不正なものある
は不当なものに協力する態度である。
そゝりう態度を示すことが自治庁の
市町村に對する指導の態度である
といふならば、これは私は何を言
わんやです。これは私には断固批判
しなげない。しかし現在の操作の中
で十分にとれないところがあるから、
それで実情に合せるよゝりに引き下
げ、不当なことを実施しておるもの
を合法化するんだ、こゝろいふ態度
はいかでございませう。長官のそ
ゝりうものに對する態度を承りた
いと思ひます。

○郡国務大臣 お言葉ではありませ
んが、このたびの地方財政について
ました措置を全般的にこゝろ下
すならば、地方団体特に市町村とい
ものについて現在の政府としては
得る限り強い手当をいたす、こゝろ
いふよゝりな論点はございませう
けれども、市町村が基礎的な地方
団体である、これに對しても力を
できるだけつ

けよゝり、徴収費のかかる税は徴収費の
かからない税に転換していき、あ
ゆる方途をとつておるのでありま
す、また一つ一つの税につきま
して、自治庁また私自身は絶対に市
町村の立場においてものを考へて
ございませう。従ひまして十分
格をとつておられると町村自身考
へることについて私は異論を申す
ものではございませう。しかしながら
材価格等につきまして果して適正に
とつておるであらうか、またと
れないかといふ点は、私ども聞いて
おる範囲におきましてはかなりある
のであります。私はどこまでも市
町村の財政といふもの立場からの
考へて参つておるつもりでありま
す、このたびの激変といふよゝりな
ことにつきましては十分そゝりうこ
とに、またその措置についても考
へていたしておるつもりでござい
ます。

○永井委員 どうも市町村の立場を考
へる、考へると言ひますが、ちつとも具
体的に考へておることが示され
ないのです。言葉だけを自治庁長官は言つ
ておるよゝりに聞えるわけでは
ありません。だから税率
を引き下げるといふ法律的な措置を
しなければできないのかといふこと
で、できるじゃないですか。とり過
ぎておるなら最高限度までとら
ないでこの程度とればいいじゃ
ないか、とれな
いところはないか、この程度まで
とればいいじゃないか、こゝろい
ふよゝりな問題ではありませ
んか、こゝろいふことが一つ。
それから徴収費がかかるかと言
ひますが、北海道の場合か
つておりません。これは林野
庁の協力によりま

して伐採した数量というものは確実につかめるし、そのときにおける木材価格というものは正確につかめるし、その中において現在のような徴税がスムーズに運んでおるのです。問題は本州の方のとならないところの問題があるので、とならないところをもっとこまめでとれというところをどうして運営の中で指示できないのか。それから今年の予算の中で、地方財政の關係を十分に考慮しておると言いますが、税全体から申し上げまして、一体市町村における独立財源というものが何割になりますか、ずつと戦前の状況と戦後の状況等から比べてみて、市町村民税その他の独立税關係のものがあるような比率が高まっておりますか。國民の収益に対する市町村の独立財源の負担率というものは上っておらないのです。その財源もないのです。それを自転車車庫税ははずす、あるいは木材引取税は税率を引き下げる、こういうふうにして独立自治体の自主的な税というものはほとんど削っていつて交付金、交付税で調整し、中央集権によって地方自治体を作らして、財源の上で押え込まれ、こういうふうな方向に行くことが自治市長官としての自治行政のあり方である、あるいは市町村のことを考えてやるやり方である、こういうのならばこれは意見が違わうからなうと思いますが、少くとも市町村の自治行政を振興するという立場に立つならば、もう少しどころ独立財源を与えて、それぞれの地区における実情に即した市町村行政を自主的にやらせるような方向に導くことが、自治市長官としてほんとうに市町村を考へる態度ではないかと思ふのです。そういうことはこの予算の中ではちつとも示

されておられません。逆な方向に私は動いておると思ふ。この点について御答弁をわすれたいと思ふ。それから市町村別に非常なへこみ方をするわけですね。たとえば北海道の上川支庁管内の占冠という村、これは財政規模が三千万円、交付税が六百万円、税収が二千五百万円あります。この税収のうち二千五百万円というものが木引税、これは全くの山村で、木材以外に税の対象になるものがないようなところですね。そうしてこれほどたくさん木材を産材しあるいは搬出すること、これは、これはただほろもけをするのではなくて、橋梁なり道路なり木材輸送のために町村道というものが非常に破壊される、こういう特殊な財源でも裏づけにならないければ、こういう山村というものはやめていけないのです。そういうようなことも十分お考えになっておるのかどうか、町村別に大きな何千万という穴があく部分については、それに付随したところの措置が税制上今回の中央の調整によって十分裏づけされる、現在の町村財政で木引税のへこみ分を裏づけするという措置が考へられておるならば、どういふふうにしてそれをなさるといふのか、具体的に数字を示して御説明を願いたい。

○郡国務大臣 私は自転車税、荷車税を廃止いたしましたことが町村の自主財源を奪うという論があまりありません。自転車税、荷車税というものは徴税費がかかる。府県が持つておられます。徴税費がかかる。何べんもサンプル調査をさしてみましたが、どうも出てくるのは一サンプルにとりましましたものが間違っていると言われればそれまででありますが、徴税費がかかっておりまして、それから今の体系から申しまして、たばこ消費税というものは決して交付金ではございませんで、いい種類の地方税だと私は思ふ。それから市町村の方が御承知のように府県よりも自主財源の割合がずっと高くなつておられます。交付税の税率もこのたび上げておられます。こうした場合により根本の問題に入りまして、地方税の税収は国税に比べて貧弱である、これは言えることでもあります。こうしたものについては私はぜひ引き続いてほんとうに取り上げて考へてみたいと思つております。しかし現在の状況におきましては、独立税それから交付税というふうなものとの割合、これも私考えてみたいと思つておられますが、交付税というものによりまして、すべての団体に特別交付税の形において満たして参りたい、また激変の緩和措置をとらなければ、これは自治庁として責任を果したことになるのでありますから、それらの措置については十分参りたいと思ふ。またいろいろ数字につきましては、事務の方から申し上げた方がよろしいと思ふから、私はその点を申し上げずにおきます。

○矢尾委員 ちよつと永井君にお話ししますが、郡国務大臣に対しては何かの委員から強く要求が来ておられますし、約束の時間も経過して参りますので、長官に対する質問は簡単に願います。

○永井委員 郡長官に対する質問は、いずれまた機会がありましたら詳しくいたしたいと思います。最後に、こういうやり方は一体総合税制の上から見て望ましいと考へておるかどうか、これが一点。それから部分的ではあるが、もともとこの税金が部分的なものですから、市町村財政を破綻させるとかいふことが部分的に起つておる。その面については、具体的に現在程度以下に財政収入を下げないように措置するといふ、そういう確約ができるのかどうか、これが一点。それからこの事柄がこの税の問題については木材業者が利害の当事者である。木材業者が連年非常な運動を続けておるのである、市町村民及び市町村長關係は、これにずっと反対をし続けてきておる、その実情を御存じであるのかどうか。それからその実情を知りながら、こういう逆な措置をするといふことは、自治庁が、あなたの行政下にある市町村民の福祉を犠牲にして、そうして少数業者の利益と圧力に屈した、こういうふうにして理解せざるを得ないのであります。その点についてどう考へるか。この三点について一応締めくくりに答弁をわすれたいと思ふ。

○郡国務大臣 税制につきましてはまだ私どもの努力の至らない点があるかもしれない。しかしながら地方税制全体を見まして、比較的金額の小さい、また税として適当であらうかどうかというふうなことで、かなり地方は苦勞をしておられる。これらについては機会あるごとに私どもは今までも、もつと政府の努力を加へまして、税制を改善して参りたい、御批判もあろうかと思ふますが、今度の木引税についてもそういう考へ方でありませう。また第二点の激変緩和の措置につきましては、これは必ず講じます。私どもは三千八百の市町村というものを対象にいつも考へておられます。そうして今の窮屈な地方の財政、税制の範囲の中で、それによりまして負担が激増したり、また財政が成り立たないようなものを出しませないためには、十分責任をもつてその措置を講じて参ります。また第三のお尋ねの点であります。私どもはもつぱら自治体が健全に発達することを考へておられます。これについての運動めいたことはいささかも念頭に置いておりませぬ。またそうしてお話を聞いたこともございませぬし、また私の部下等もそうしたものを取り上げるといふようなことは全然なく、地方財政、地方行政全体の健全化といふことのみを考へておられます。また私どもの足りない点はいろいろとお教をいたしたい、これからさらにその方向に努力をして参りたいと思ふ。

〔「名答弁」と呼ぶ者あり〕

○永井委員 最後に一つだけ伺います。名答弁という声があつたが、口先だけでどんなことを言つても、その裏づけがなくてはだめなんです。自治庁長官は木材業者がこれだけ運動しているといふことを聞いたことがないと言ふ、それは事実ですか。その動きも全然聞いたことがないのですか。そういう実情も知らないのですか。知らないでひたすら象牙の塔にこもつて、世の中のざわめきなんか全然耳に入れないで、ひたすら市町村民の福祉を願つて、そうしてこういうふうな措置するといふことなんでしょうか。それからこれに対してこれだけ市町村民の反対意見といふものがある以上は、自分の主観的な考へ方が妥当かどうかということ

について話し合いをして反省する、こ
ういう機会を持つとする態度すらな
いのでありますか。ひたすら象牙の塔
に閉じこもってお祈りする、こ
ういう
爾光尊的な態度で断行するお考えです
か。

○郵務大臣 少しお言葉が過ぎや
しないかと思えます。私が申しましたの
は、いろいろな運動がかりにあつても、
それにいささかも影響されておらない
という事を申したのであります。もし
私に爾光尊的な態度がありますなら
ば、それは御指摘を願いたい。私はそ
れについて反省をいたすものでありま
す。しかしながら、私は、いろいろな
運動がありまして、部下を戒めてお
りますところは、また私自身も戒めて
おりますところは、そうしたものに一
切影響を受けずに、もしありといたし
ますならば市町村の声にはこまかいと
ころまで、これは私どもの職責として
耳を傾けてしておる、その態度のつも
りでおります。しかしながら、まだどこ
かによろしくない点がありましたら、
どうか御指摘を願いたいと思えます。
私どもは十分反省をいたして善処して
参りたいと思えます。

○矢尾委員長 本日はこれにて散会
いたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十三年二月二十一日印刷

昭和三十三年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局